熊谷市農業委員会

第１３回総会議事録

令和７年８月２８日（木）

熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第１３回総会議事録

１　開会・閉会の日時及び場所

(1) 開会の日時　　令和７年８月２８日（木）午後１時３０分

(2) 閉会の日時　　令和７年８月２８日（木）午後３時３０分

(3) 場　　所　　めぬま農業研修センター２階大会議室

２　会議を組織する委員の定数

(1) 定員数　　４７名（農業委員１９名　農地利用最適化推進委員２８名）

(2) 現在数　　４６名（農業委員１９名　農地利用最適化推進委員２７名）

３　出欠席の状況及びその氏名　　下記のとおり

(1) 出席数　　４５名

(2) 欠席数　　１名

農業委員

議席	出欠	氏　　名	議席	出欠	氏　　名
1	出	塚田　修	１１	出	戸森　貫一
2	出	笛木　清	１２	出	森田　豊
3	出	栗原　一森	１３	出	千葉　義浩
4	出	坂本　三郎	１４	出	関口　裕美
5	出	田中　輝久	１５	出	権田　久男
6	出	菊地　修一郎	１６	出	夏目　亮一
7	出	吉田　正己	１７	出	関根　一三
8	出	福田　和行	１８	出	金井　和夫
9	出	西田　茂夫	１９	出	大島　正
１０	出	水野　薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏　　名	議席	出欠	氏　　名
1	出	中嶋　儀臣	１５	出	笠原　猛
2	出	根岸　勇	１６	出	小林　言孝
3	出	名野　博明	１７	出	水野　照夫
4	出	伊藤　由行	１８	出	小崎　信明
5	出	髙橋　文雄	１９	出	門叶　和男
6	出	中村　安浩	２０	出	長谷川　隼男
7		（欠員）	２１	出	村山　努
8	出	井瀬　伝栄	２２	出	青木　大輔
9	出	東　幸好	２３	出	川田　雄一
１０	出	漆原　秋夫	２４	出	原田　知子
１１	出	栗原　加津男	２５	欠	若山　美奈子
１２	出	中島　正樹	２６	出	中川　登美夫
１３	出	石平　伸一	２７	出	林　和弥
１４	出	小澤　好則	２８	出	茂木　秀孝

４　議　　事

（１）議　案

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）
議案第４号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

（２）報　告

報告事項(１)　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
報告事項(２)　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告事項(３)　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
報告事項(４)　農地法第１８条第６項の規定による通知について(合意解約)
報告事項(５)　生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

５　招　集　者　　熊谷市農業委員会会長　夏目　亮一

６　議事進行状況　　別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第１３回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	（　夏目会長挨拶　）
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第４条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、夏目会長にお願いいたします。
議　長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は１９名中１９名であります。また、農地利用最適化推進委員については２７名中２６名でございます。
議　長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （　議長一任の声あり　） 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 ７番　　吉田委員、 ８番　　福田委員　にお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用） 議案第４号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について 議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規

議　長	定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 以上、５議案です。よろしく御審議願います。各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。 本日は、新規就農の方をお呼びしている案件がございますので、議案第５号を先に審議したいと存じますが御異議ございませんか。 （　異議なしの声　） 御異議ないようですので、議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の８頁から３８頁までと議案書資料の４頁を御覧ください。議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。 今回の促進計画は、議案書の８頁から３８頁までの促進計画（案)、４８４筆の案件について御審議をお願いいたします。貸借内容につきましては、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので、御確認ください。今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する４８４筆は、地域計画の達成に資するよう、地域計画内で作成された目標地図に従い借り受けいたします。また、農地のすべてを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。また、新規就農の案件が３件ございますが、営農計画書については議案書資料５頁から１６頁までを御覧くださいますようお願いします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、まず議案番号２６０及び２６１につきまして審議をいたします。申請人、○○○○の入室を認めます。 （　申請人　○○○○　入室　） 本日は、お忙しいところ大変御苦労様です。新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。

申請人	〇〇〇と申します。よろしくお願いいたします。営農計画書に基づいて説明をしてまいります。まず、就農動機ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほど勤務し、〇〇〇〇を多く経験しました。うち、〇〇〇〇は〇〇〇〇の仕事をしていました。そうした中で、自身で野菜作りをしてみたいという思いが強くなり就農を決意しました。次に農業経験ですが、〇〇〇〇として〇〇〇〇〇〇〇〇をしていましたが、農業経験は〇〇です。しかし、〇〇〇、知り合いの農家が多いので指導を仰いでおり、〇〇した現在も〇〇で農家から指導をしていただいています。次に労働力ですが〇〇〇で行う予定です。また、作物の構成ですが〇〇〇〇〇〇いたころ、〇〇〇〇〇〇を取り扱ったことがあり、たいへん魅力を感じました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇中心野菜として取り組んでみたいと考えています。その他、〇〇〇〇〇〇など他の季節には〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇作付けすることを考えています。農業用機械は〇〇〇〇〇を〇〇持っており、〇〇〇〇〇は知り合いの農家から譲ってもらうことになっていましたが、〇〇〇〇〇〇、別の農家から借りて〇〇〇〇を行う予定です。 経営面積については、今回、〇〇〇の農地を借りることになっていますが、〇〇〇〇などの弊害を考えると〇〇〇〇〇〇〇が必要で、経営を安定させるためには〇〇〇〇の農地は必要であると考えています。今後の目標としては、生まれ育った地域の農業を盛り上げていけるよう頑張っていきたいと考えています。
議　長	どうもありがとうございました。それでは申請人の営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。
吉田委員	申請人は、〇〇〇〇として〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇になりました。しっかりした考えをお持ちで、営農計画を見ても全く問題はないのではないか、と思います。〇〇〇〇〇〇についても、〇〇〇〇で〇〇〇ほどの農家が作っており、〇〇への販路も整っている状況です。栽培に関しても特別な病害虫はいないので問題はないと思います。〇〇の収穫作業となるので体調管理には気を付けてください。
議　長	他に質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 他に質疑、意見等もないようです。本日は大変ご苦労様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。 （　申請人　〇〇〇〇　退室　）

議　長	それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号２６０及び２６１について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 続きまして、議案番号３７４につきまして審議をいたします。申請人、〇〇〇の入室を認めます。 （　申請人　〇〇〇　入室　） 本日は、お忙しいところ大変御苦労様です。新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。
申請人	〇〇と申します。本日はよろしくお願いいたします。まず、就農動機ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でしたが〇〇を手伝いながら趣味の範囲で野菜を栽培するなど、農業に対して強い興味を持っていました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇農業について学びました。その後、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に就職し〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇などの栽培に従事しました。現在は、〇〇〇〇〇〇〇〇の知り合いであり、〇〇〇〇で〇〇〇〇を営んでいる〇〇〇〇さんのところで働いています。〇〇ですと、〇〇〇〇後が農閑期となるので、この間の対策として〇〇〇で営農している〇〇〇〇の〇〇さんと共同で〇〇〇〇〇〇の作付けに取り組むこととしました。圃場は、今回借り受ける農地のほか、休耕地を活用して〇〇〇〇で栽培する予定です。将来的には〇〇〇〇にまで増やしたいと考えています。機械については〇〇〇〇や〇〇〇〇から借りられることになっています。〇〇〇〇〇〇〇については自前でそろえています。作付計画については資料にあるとおり〇〇〇〇頃から定植、〇〇〇頃から収穫をする予定です。
議　長	どうもありがとうございました。それでは申請人の営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。
関根委員	営農計画では〇〇〇で申請しているが、〇〇と計算が合わないよう

関根委員	に思われるが。
申請人	現在、○○○○のところで働いており、今回は○○○ということで、まず○○○の農地を私名義で借りることとしています。その他の農地は別の方が借りているものですが、今後、私名義に変えていく考えです。
事務局	他の筆も決まっているところですが、他の方が借りている関係で同時申請ができず、現在手続きを進めているところです。
議　長	他に質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 他に質疑、意見等もないようです。本日は大変ご苦労様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。 （　申請人　○○○　退室　） それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号３７４について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 続きまして、議案番号３３２につきまして審議をいたします。申請人、○○○の入室を認めます。
事務局	○○○は本日所用のため欠席でございます。
議　長	それでは、事務局より○○○の営農の概要を説明してください。
事務局	議案書資料５頁を御覧ください。申請人は現在○○○○○○○○○○○○○おり、○○○○○○をしています。かねてより１次産業に興味があり、○○○○○○○○、○○○○の栽培に取り組みたいという

事務局	ことであります。農業経験は○○○○○○○○○○○○○○○○○○等を栽培しているとのことです。前農業委員の○○○○の指導のもと栽培方法や技術などを学んでいます。収穫までまだ少し時間はかかりますが、将来的には○○○○○○○○○○も考えているとのことです。また、農地についても○○をしていければとのお考えを持っています。説明は以上です。
議　長	それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号３３２について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので別に審議をいたします。議案第５号における議案番号１０７及び１０８は、借受人が○○委員でありますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。 （　○○委員　退席　） それでは、議案番号１０７及び１０８について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号１０７及び１０８について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。 （　○○委員　入室　）

議　長	続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので別に審議をいたします。議案第５号における議案番号２７１及び２７２は、借受人が○○委員でありますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。 （　○○委員　退席　） それでは、議案番号２７１及び２７２について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号２７１及び２７２について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。 （　○○委員　入室　） 続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので別に審議をいたします。議案第５号における議案番号４１７及び４１８は、借受人が○○委員の○○○でありますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。 （　○○委員　退席　） それでは、議案番号４１７及び４１８について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号４１７及び４１８について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。

	（　○○委員　入室　）
議　長	続きまして、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号におけるこれまで審議をいたしました新規就農及び議事参与制限に係る案件以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。続きまして議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書、１頁から２頁、議案書資料は１頁を御覧ください。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請については全７件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 ここで補足説明がございます。補足説明は議案番号４についてです。議案番号４の稼働数の部分を御覧ください。譲受人の農業の従事日数は１５０日以下の○○○○となっております。農地法関係事務に係る処理基準では、農地法第３条第２項第４号の従事日数の目安としては１５０日以上の日数とされておりますが、「当該農作業に要する日数が年間１５０日未満である場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認めるものとする。」とされております。今回、議案番号４の案件は申請農地が○○○○○○○○○○していることや○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ある ことから、「必要がある限りの農作業」としてみることができ、農地法第３条第２項第４号は非該当と事務局としては判断しております。 補足説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意

議　長	見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案につきましては、原案のとおり許可すべきものと決しました。続きまして、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は３頁から５頁、議案書資料は２頁から３頁を御覧ください。議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請については、全１０件となります。内訳としましては、自己用住宅が５件、住宅（敷地拡張）が１件、資材置場・駐車場が１件、資材置場が１件、太陽光発電設備設置用地が２件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 ここで議案番号２及び議案番号５について補足説明をいたします。本日配付した資料のうち、「雨水浸透阻害行為とは」という両面刷りの資料をお手元に御用意願います。 本年７月１日より特定都市河川浸水被害対策法の規定が、中川・綾瀬川流域に適用されることになりました。適用される区域は資料裏面の地図のとおりです。対象区域内で１０００㎡以上の資料おもて面の中ほどにあるような雨水浸透阻害行為を行う場合は、熊谷市長の許可が必要となります。許可は開発許可などと同様に農地法の許可と同日になります。制度が適用されて本件が初めての審査となりますので、説明をしたものでございます。なお、所管は建設部河川課となりますので、詳細につきましては担当課までお問い合わせください。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　）

議　長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請（一時転用）についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は６頁を御覧ください。それでは説明に移ります。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請（一時転用）については、全３件となります。内訳としましては、工事用地、資材搬入用地が１件、工事用地、資材置場が１件、公共工事の現場事務所、資材置場及び駐車場が１件となります。申請理由については議案書に記載のとおりです。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
西田委員	２点質問します。まず、議案番号２、３について、公共工事とあるが場所はどこになりますか。また２点目として議案番号２について〇〇〇という記載があるが、良いのでしょうか。
事務局	まず、公共工事については熊谷県土整備事務所が行う福川の堤防強化工事になります。次に〇〇〇となっている件については、〇〇〇〇〇がなされておらず、〇〇〇〇を行い、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であることを確認しております。
議　長	他に質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請（一時転用）について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　）

議　長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。次に、議案第４号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は７頁を御覧ください。議案第４号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請については、全１件となります。内訳としましては、太陽光発電設備用地が１件となります。変更の理由は議案書に記載のとおりです。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。続きまして、報告事項（１）から（５）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。 以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。 次に次第の６、その他に移らせていただきます。 【農業政策課より優良農家被表彰候補者の推薦について説明。農業委員会事務局より、行政不服審査請求に関する８月の動向を報告、令和８年度熊谷市農業施策に関する意見書の意見集約依頼、５分間勉強

	会「非農地判断について　その２」について解説をそれぞれ行う。】
事務局次長	事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。 （　なしの声　） それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。
田中職務代理	（　閉会のあいさつ　）
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	柏木　純一
次長兼農政係長	佐藤　雅史
農地係長	佐藤　茂幸
主査	日下部　慎二
主任	滝口　悠太

令和７年８月２８日

熊谷市農業委員会

会　　長　　夏　目　亮　一

署名委員　　吉　田　正　己

署名委員　　福　田　和　行